

相談室 Q & A

雇用保険関係

Q 令和4年度の雇用保険料率が年度の前半と後半で異なることに対し、留意すべき点は何か

法改正により、令和4年度の雇用保険料率が、4月1日～9月30日と10月1日～令和5年3月31日とで異なることになりました。今年度の雇用保険料の申告・納付に何かしら支障を来しそうですが、実務面において留意すべき点について教えてください。

(栃木県 T社)

A 労働保険料を申告・納付する年度更新において、雇用保険の概算保険料については、算出した労働保険料算定基礎額を半期ごとに分け、改定となる各期の雇用保険料率を当てはめ算定し、申告・納付を行う

回答者 関口敦夫 せきぐち あつお 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1. 雇用保険法の改正について

新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応し、雇用調整助成金の拡充や失業等給付に係る暫定措置の継続等の各措置を講じる中で、雇用保険の財源を補うため、雇用保険料率の引き上げを含めた改正雇用保険法が令和4年3月30日に成立しました。

令和4年度の雇用保険料率は、[図表1]となります。

2. 給与・賞与計算実務について

[図表1-①]の期で適用される雇用保険料率では、事業主負担分について引き上げられており、従業員負担分については据え置きとなるので、給与・賞与計算において従業員から徴収する雇用保険料に料率変更による影響はありません。

[図表1-②]の期以降は事業主・従業員負担分が両方とも引き上げられますので、給与・賞与計算においても雇用保険料率の改定を反映して控除を行う必要があります。

なお、給与や賞与から徴収する雇用保険料の算定について、支払われる賃金に対し控除を行う時期に適用される雇用保険料率を使用します。

3. 労働保険料申告書の記載方法について

令和4年度の年度更新の際に記載する概算保険料については、雇用保険の確定保険料を算出するための保険料算定基礎額を二つの期に分け、各期に適用される雇用保険料率を当てはめて算定を行います。

図表1 令和4年度の雇用保険料率

①令和4年4月1日～9月30日

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6.5/1000	9.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	4/1000	7.5/1000	11.5/1000
建設の事業	4/1000	8.5/1000	12.5/1000

②令和4年10月1日～令和5年3月31日

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

例えば、「一般の事業」の会社で支払われる賃金が50万円、30万円、20万円の一般従業員3人が在籍する場合の概算保険料については、[図表2]のような計算となります。

令和3年度の雇用保険料率は1000分の9でした。段階的ではありますが、令和4年度は前年度と比べ保険料率が引き上げられたため、令和3年度に納めていた概算保険料額が10万8000円だったのに対し、令和4年度は13万8000円の納付となり3万円の増額になります。

[図表2]については、労働保険料の「令和3年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表/令和4年度 概算保険料(雇用保険分)算定内訳」内へ概算保険料(雇用保険分)算定内訳として同様の記載欄が設けられていますので、雇用保険率の適用期間ごとに賃金総額の見込額を記入します。「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」および「令和3年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表/令和4年度 概算保険料(雇用保険分)算定内訳」(社内計算用のため提出は不要です)の記載方法としては、「令和4年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」(16~21ページ)にも詳細に説明がされています。

なお、雇用保険料率が段階的に変更となるため、労働保険料申告書の概算保険料記載欄(概算・増加概算保険料算定内訳^⑬(ホ))には雇用保険料率の記載は必要ありません。

労働保険事務組合へ労働保険の事務委託を行っている場合には、年度更新については、労働保険料算定基礎額のみを算出し集計表に記載の上、報告を行う形式となりますので、企業側で保険料額を算定することはありません。ただし、納付する概算保険料について、労働保険事務組合で使用する算定システムによっては、令和4年4月時点で2段階の保険料算定へ対応していないケースもあるため確認が必要となります。この場合、労働保険事務組合で算定された概算保険料は、前期もしくは後期のみの保険料率に当てはめて算定されます。翌年に行う年度更新では、確定保険料の納付において、過不足する保険料の還付・納付が発生する可能性がありますので、留意しておきたいところです。

4. ご質問に対する回答

原則として、令和4年度に申告・納付を行う雇用保険の概算保険料は、保険料率が改定となる年度の前半と後半に分けて算定を行います。

一方で、概算保険料はあくまでも「概算」であり、入退職者の発生や雇用形態の変更等によっては年間の雇用保険被保険者数は増減するため、翌年に納める確定保険料額には差が生じます。今回の改正に伴う手続きに注意しつつ、期日に間に合う算定スケジュールで申告・納付を行うことが求められます。

図表2 一般の事業における概算保険料の計算例

前提条件

従業員3人

賃金：A…50万円、B…30万円、C…20万円

◆保険料算定基礎額：(50万円+30万円+20万円)×12カ月=1,200万円^[注1]

適用期間	算定期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日		
	保険料算定基礎額	保険料率	概算保険料額
令和4年4月1日～9月30日	6,000,000円	9.5/1000	57,000円
令和4年10月1日～令和5年3月31日	6,000,000円	13.5/1000	81,000円
合計	12,000,000円	—	138,000円 ^[注2]

[注] 1. 保険料額の算定において1000円未満の端数は切り捨てる。
 2. 各期で算定した結果、概算保険料額に1円未満の端数が生じた場合であってもその端数は切り捨てず、合計の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てる。